資料２

緊急連絡先、備蓄物資保有状況及び災害相互応援（支援）協定の締結状況に係る情報共有について

１　愛知県市長会役員緊急連絡先（公用携帯電話番号）一覧の共有について

○　市長交代等の変更があれば、緊急連絡先を随時更新。
○　更新した緊急連絡先については、愛知県市長会議及び県市懇談会等全市長が集まる場にて配布予定。

２　備蓄物資の保有情報一覧の共有について

○　毎年、消防庁から消防防災・震災対策現況調査の実施について依頼があり、愛知県防災安全局防災部災害対策課が調査を実施。
○　この調査の中で、４月１日現在の次の資料を取りまとめ。
・　市町村生活必需物資・資機材等の備蓄量の状況
・　市町村の食料・飲料水の備蓄量の状況
○　確定時期は年末頃で、毎年、愛知県地域防災計画に付属資料として掲載。また、愛知県防災安全局防災部災害対策課ホームページに掲載。
・　https://www.pref.aichi.jp/soshiki/saigaitaisaku/0000035609.html

３　災害相互応援（支援）協定の締結状況一覧の共有について

○　令和元年６月実施の調査結果。
○　愛知県市長会ホームページに、今後掲載予定。

災害発生直後の急性期における支援体制について

（平成31年2月15日役員会了承）

1　経緯

・　平成３０年７月豪雨、大阪府北部地震などの発災を受け、**全国市長会では**、昨年８月に**防災対策特別委員会を設置**した。委員会はこれまでに３回開催され、**「災害発生直後の急性期における支援体制」を決定**した。
・　これは、平時から**関係市区長間において、携帯電話番号等を相互に交換**することにより、**発災急性期において**市長相互の緊密な連携のもと、**迅速かつ効果的な被災地支援を行う**とともに、支援状況等の情報の集約ができるよう緊急連絡網による体制を整備するものである。
・　なお、この体制は、発災直後に既存の枠組み（県、知事会等）による支援が機能していない場合において、**緊急の物資支援を想定**したものである。

2　緊急連絡網

①　**支部間の連絡網**（各支部長・支部長代理が保有）
　・　**全国の各支部長及び支部長代理の携帯番号**が登録
　・　**東海支部**では、支部長として**中野会長**、支部長代理として**本県副会長（林副会長）**を登録
　・　指定事務局として、本県事務局長を登録
　・　**支部長が交代する都度登録変更**
②　**支部内の連絡網**（支部内の各県会長・会長代理が保有）
　・　**各県会長、会長代理（副会長）**の携帯番号が登録

3　緊急連絡網の活用

①　**支部内**において、**災害が発生**した場合には、**支部内連絡網を活用**し、被災市区長が必要とする物資等のニーズを把握するとともに、**必要な支援や情報提供**等を行う。
②　**支部内調整**のみでは、被災市区長の**ニーズに応じ切れない**と考えられる場合には、**支部長から、近隣支部長等に応援を要請**する。
③　**他の支部において災害が発生**した場合には、**他の支部長等からの要請**に基づき支部内において**必要な調整**を行う。

⇩

支部長等から支援を求められた場合又は県内で災害が発生し支援を要請する場合の県内各市の連絡体制を定めておく必要がある。
（この仕組みの性質上、携帯電話でのやり取りで可能な範囲の取組に限られる。）

4　県内市長の連絡体制

◇　支援要請を受けた場合

＜想定されるケース＞
(1)　支援内容が明確な要請があった場合
　①　支援対象市が１つの場合　　②　複数市の場合　　③　さみだれ式の場合
(2)　支援内容が確定しない要請があった場合
　①　支援対象市が１つの場合　　②　複数市の場合　　③　さみだれ式の場合

⇩

・　想定されるケースが(1)の場合であっても、必要な支援内容は時々刻々と変化する可能性がある。
・　また、会長同士でのやり取りでは会長の負担が大きく、齟齬も起きる可能性。
・　このため、**支援対象市ごとに窓口市**を決め、窓口市が支援対象市と連絡を取り、**責任を持って対応**する。

⇩

・　**支援対象市が１市又は２市の場合**は、先ずは、**会長、副会長で対応**する。その際の支援対象市との窓口は副会長が務める。
・　会長、副会長で**対応が可能な範囲を越える**場合は、**西尾張、東尾張、知多、西三河及び東三河の各ブロックに対象市を割り振り**、対応する。その際、支援対象市との**窓口はブロックの理事**が務める。ブロックの割り振りは会長が行う。
・　**名古屋市**は、会長、副会長の対応に協力する。
・　事務局は、会長をサポートする（全国への報告、市長への連絡の協力、県の関係部との調整等）。

◇　支援を要請する場合（県内で災害が発生）

・　先ずは、**独自の協定のルートなどで対応**する。
・　なお**不足する場合**に、**会長に依頼して支援を要請**する。
・　その際、被害状況、必要な支援内容、これまでに支援を求めた状況を伝えるものとする。
・　要請を受けた**会長は**、先ず、**支部長に依頼**する。

5　その他

・　先ずは、**役員間で公用携帯電話番号を共有**する。
・　基礎的情報として、県内各市の備蓄物資の保有情報（県防災局資料）及び**災害相互応援（支援）協定の締結状況（今後調査）**の共有を図る。